

令和6年4月30日

# お知らせ

課名	脱炭素社会推進課
担当	大坪・竹本
内線	3052・3046
直通	086-226-7298

## 自家消費型太陽光発電設備の導入を支援します【事業者向け】

岡山県では、再生可能エネルギーの普及拡大により、県内の温室効果ガス排出量の削減につなげるため、県内事業者等を対象に、自家消費型の太陽光発電設備を導入するための費用の一部を予算の範囲内で補助します。

### 1 対象事業

太陽光発電設備の設置（施設の屋根への設置、事業所内の未利用地への設置、駐車場へのソーラーカーポートの設置も対象になります。）

### 2 対象者

- (1) 県内に事業所を有する法人（国、国の所管する独立行政法人及び地方公共団体を除く。）、青色申告を行っている個人事業主
- (2) PPA・リースを行う民間事業者（（1）に導入する場合に限る。）

### 3 補助額（上限額）

1 kWあたり5万円（上限：800万円）

※ 太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い方の値（小数点以下切り捨て）に乗じて算出

### 4 申請受付期間

2024（令和6）年4月30日（火）から  
2024（令和6）年6月14日（金）まで

### 5 備考

- ・応募後、県で審査を実施し、採択された案件のみ交付申請できます。
- ・補助には要件があります。主な要件は裏面のとおりです。
- ・この事業は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を財源にしています。
- ・詳細は脱炭素社会推進課の当該事業に係るホームページを確認してください。

URL：<https://www.pref.okayama.jp/page/864910.html>

（裏面あり）



## 主な補助要件

- (1) 本補助金の他に、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものではないこと。
- (2) 未使用の太陽光発電設備を県内の事業所（需要家の敷地内に限る。）に導入すること。（屋根置きその他、事業所内未利用地への野立て、駐車場へのソーラーカーポートも補助対象）
- (3) 設置する太陽光パネル及びパワーコンディショナーの出力のいずれか少ない方が10kW以上であること。（同一敷地内に同時に複数箇所設置する場合はその合計出力）
- (4) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること。
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わないこと。
- (7) 発電量を計測する機器を備えること。
- (8) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (10) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
- (11) ソーラーカーポートを除き、新築する建築物への太陽光発電設備の設置は補助の対象外とする。
- (12) 太陽光発電設備を岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年条例第47号）第2条第4号に規定する設置禁止区域及び同条第5号に規定する設置に適さない区域に設置する場合は補助の対象外とする。ただし、建築物に設置されるものを除く。
- (13) 太陽光発電設備1kWあたりの事業費（太陽光発電設備と一体となって実施される設備設置工事費、土地造成費用、耐震改修費用、屋根修繕費用、屋上防水費用を含み、寄附その他の収入額は含まない。）が17万円未満の事業は対象外とする。

※上記以外の要件もあります。

詳細は脱炭素社会推進課のウェブサイトをご確認ください。